

健康で生きがいとささえあいの
あるまち

いきいきマップ

介護や健康にお悩みの方へ

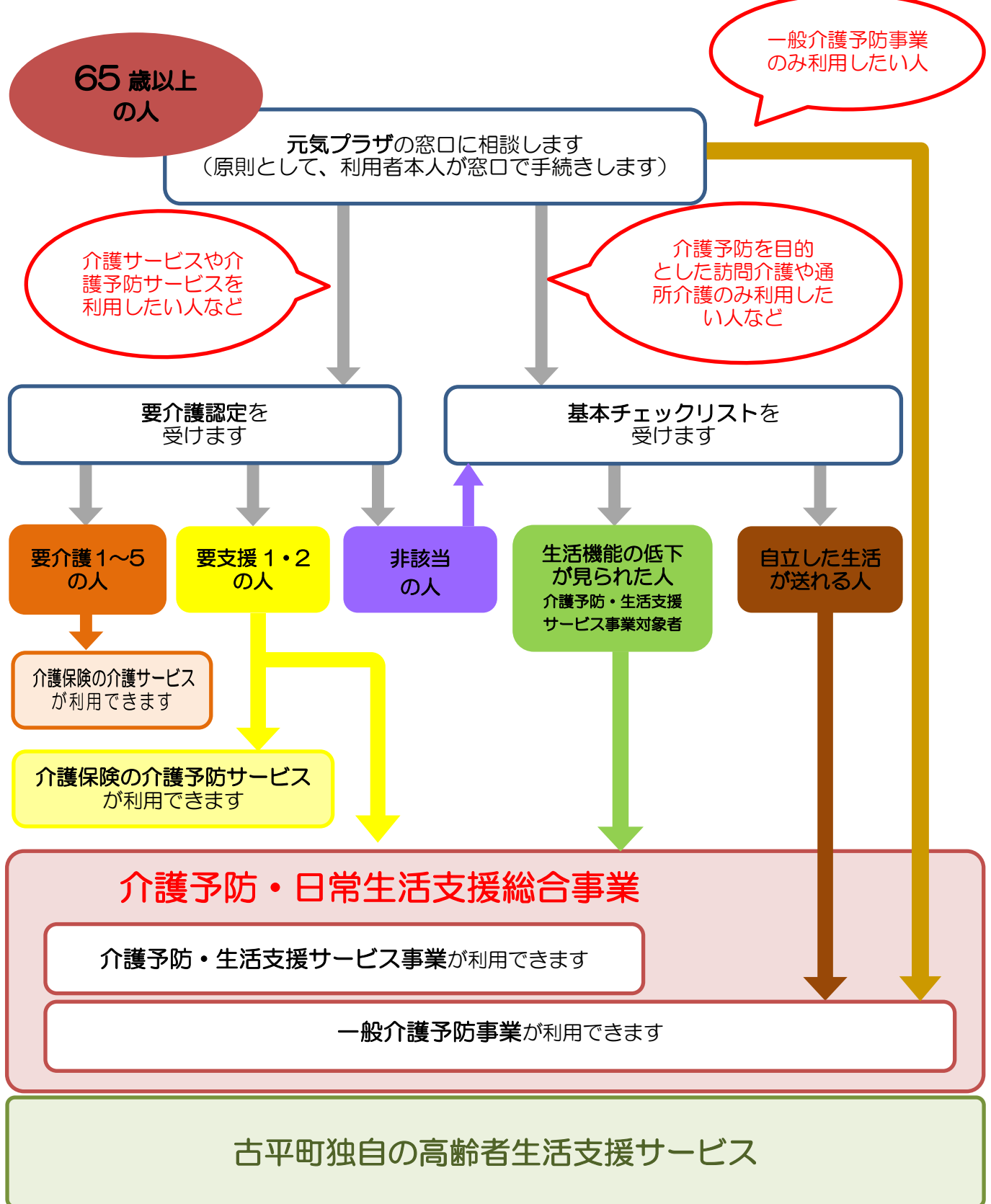


古平町

—平成 30 年 4 月版—

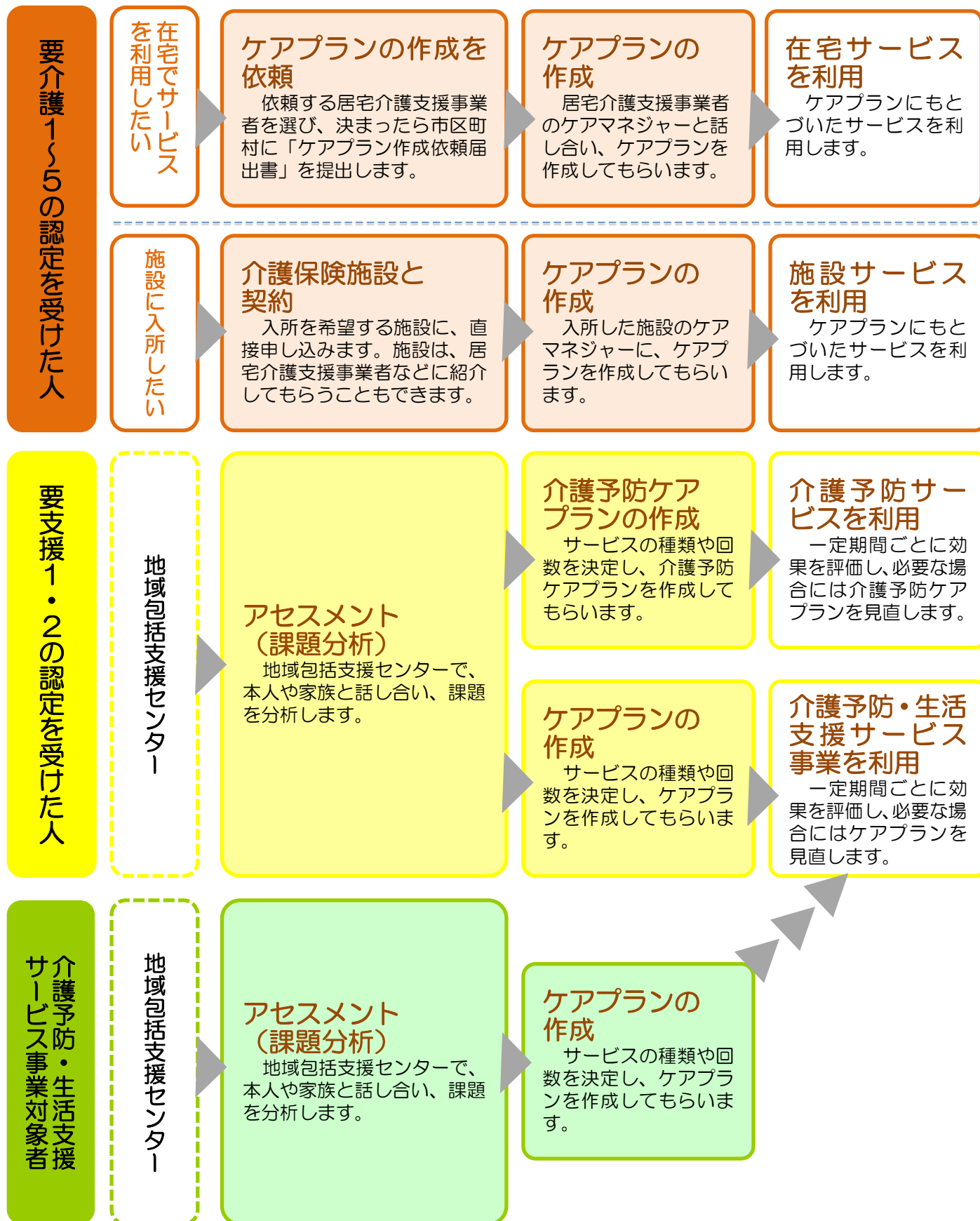
サービス利用までの流れ

利用できるサービスには **介護サービス** **介護予防サービス** **介護予防・日常生活支援総合事業**の3種類があり、身体の状態により利用できるサービスが異なります。これらのサービスを利用したいと思ったら、まず元気プラザの高齢者支援係または介護保険係で手続きをします。要介護認定または基本チェックリストによって、利用できるサービスが決まります。



ケアプランの作成

サービスを利用するためには、ケアプランが必要です。ケアプランとは、どんなサービスをいつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランをもとにサービスを利用します。



介護サービス、介護予防サービスで利用できるサービス

要介護1～5の人 要支援1・2の人

サービスを利用したときには、サービスにかかった費用の1割または2割を利用者が負担します。

在宅サービス 自宅で生活しながら利用できる介護保険サービスです。

サービス名	対象者	内容
通所サービス (デイサービス)	要介護1～5	<p>通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（5時間以上～7時間未満） 通常規模型 要介護1 558円/回～要介護5 964円/回 ※ 食費やおむつ代は実費です。</p>
通所リハビリテーション (デイケア)	要介護1～5 要支援1・2	<p>介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。</p> <p>自己負担（1割）のめやす 通常規模型（5～6時間未満の利用の場合） 要支援1 1,712円/月 要支援2 3,615円/回 要介護1 576円/回～ 要介護5 1,060円/回 ※ 食費やおむつ代は実費です。</p>
訪問介護 (ホームヘルプ)	要介護1～5	<p>ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・掃除などの生活援助を行います。</p> <p>自己負担（1割）のめやす 身体介護中心 30分～1時間未満 394円/回 生活援助中心 20分～45分未満 181円/回 通院等乗降介助 98円/回 夜間・早朝 25%、深夜 50%増 ※ 通院等乗降介助については古平町では実施事業所がありません。</p>
訪問入浴介護	要介護1～5	<p>介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をします。</p> <p>自己負担（1割）のめやす 要介護1～5 1,250円/回 要支援1・2 834円/回</p>
訪問リハビリテーション	要介護1～5 要支援1・2	<p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。</p> <p>※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。</p>

サービス名	対象者	内容												
訪問看護	要介護 1～5 要支援 1・2	<p>疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（訪問看護ステーション）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（訪問看護）</td> <td>（介護予防訪問介護）</td> </tr> <tr> <td>20分未満</td> <td>311円/回</td> <td>300円/回</td> </tr> <tr> <td>30分未満</td> <td>467円/回</td> <td>488円/回</td> </tr> <tr> <td>30分以上～1時間未満</td> <td>816円/回</td> <td>787円/回</td> </tr> </table>		（訪問看護）	（介護予防訪問介護）	20分未満	311円/回	300円/回	30分未満	467円/回	488円/回	30分以上～1時間未満	816円/回	787円/回
	（訪問看護）	（介護予防訪問介護）												
20分未満	311円/回	300円/回												
30分未満	467円/回	488円/回												
30分以上～1時間未満	816円/回	787円/回												
居宅療養管理指導	要介護 1～5 要支援 1・2	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <p>※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。</p>												
特定施設入所者 生活介護	要介護 1～5 要介護 1・2	<p>有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。</p> <p>自己負担（1割）のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護 2（月額 30日）</td> <td>17,970円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2（月額 30日）</td> <td>9,270円</td> </tr> </table> <p>個別機能訓練加算など、サービス内容により加算があります。 食費・家賃・管理費。日常生活費などは実費です。</p> <p>※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。</p>	要介護 2（月額 30日）	17,970円	要支援 2（月額 30日）	9,270円								
要介護 2（月額 30日）	17,970円													
要支援 2（月額 30日）	9,270円													
福祉用具貸与	要介護 1～5 要支援 1・2	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <p>対象品目</p> <p>①車いす★ ②車いす付属品★ ③特殊寝台★ ④特殊寝台付属品★ ⑤床ずれ防止用具★ ⑥体位変換機★ ⑦手すり⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器★ ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）★ ⑬自動排泄処理装置★</p> <p>自己負担のめやす 車いす 400円～2,000円</p> <p>※ ★印の品目は、要介護 1 以下の方（⑬については要介護 2・3 の方を含む）は原則として介護保険対象外ですが、身体状況により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。</p>												
特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給） 広域連合へ申請が 必要です。	要介護 1～5 要支援 1・2	<p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際に、1年間 10万円を上限に購入費を支給します。</p> <p>対象品目</p> <p>①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具部分</p> <p>対象費用 1年間で上限 10万円まで</p> <p>自己負担 対象となる費用の 1割または 2割</p>												

サービス名	対象者	内容
<p>住宅改修費支給 工事前に広域連合 へ申請が必要です。</p>	<p>要介護 1～5 要支援 1・2</p>	<p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った際、20万円を上限に費用を支給します。</p> <p>対象工事 ①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑りの防止や円滑に移動するための床材の変更 ④開き戸から引き戸などへの扉の取替え ⑤和式から洋式への便器の取替え ⑥各改修に伴って必要となる工事</p> <p>対象費用 同一住宅について20万円まで 自己負担 対象となる費用の1割または2割 ※ 事前に担当のケアマネジャーや元気プラザ窓口にご相談ください。</p>
<p>短期入所生活介護 (ショートステイ)</p>	<p>要介護 1～5 要支援 1・2</p>	<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>自己負担 (1割) のめやす (元気プラザの場合 1日あたり) 要支援 2 527円 要介護 2 632円</p>
<p>短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)</p>	<p>要介護 1～5 要支援 1・2</p>	<p>介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。</p> <p>自己負担 (1割) のめやす (フレピラの場合 1日あたり) 要支援 2 649円 要介護 2 745円</p>
<p>※ 送迎 (加算) 184円など、サービスの内容により加算があります。 ※ 食費・滞在費は実費ですが、申請により所得に応じて負担額が軽減されます。 ※ 日常生活費は実費です。 ※ おむつ代は利用料に含まれます。</p>		

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活を支援するサービスです。原則として他の市町村のサービス利用はできません。

サービス名	対象者	内容
定期巡回・随時対応型訪問看護介護	要介護 1～5	日中・夜間を通じて、定期的な巡回による訪問介護と緊急時など、随時の通報による訪問介護を行います。 ※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。
夜間対応型訪問介護	要介護 1～5	夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。 ※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。
(介護予防) 認知症対応型通所介護	要介護 1～5 要支援 1・2	認知症高齢者を対象に、食事や入浴などの介護や専門的なケアが日帰りで受けることができます。 自己負担(1割)のめやす(併設型5時間以上6時間未満の場合) 要支援2 737円/回 要介護2 845円/回 ※ 入浴介助加算などの加算があります。 ※ 食費やおむつ代は実費です。
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5 要支援 2	認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができます。 自己負担(1割)のめやす(要介護2の場合) 23,460円/月 ※食費・家賃・水道光熱費・日常生活費・おむつ代などは実費です。
地域密着型通所介護	要介護 1～5	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けることができます。 自己負担(1割)のめやす(5時間以上7時間未満) 要介護1 641円/回～要介護5 1,107円/回 ※ 入浴介助加算などの加算があります。 ※ 食費やおむつ代は実費です。
地域密着型通所介護	要介護 1～5	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けることができます。 自己負担(1割)のめやす(5時間以上6時間未満) 要介護1 641円/回～要介護5 1,107円/回 ※ 入浴介助加算などの加算があります。 ※ 食費やおむつ代は実費です。

サービス名	対象者	内容
地域密着型 通所介護	要介護 1～5	<p>定員が 18 名以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けることができます。</p> <p>自己負担（1 割）のめやす（5 時間以上 6 時間未満） 要介護 1 641 円/回～要介護 5 1,107 円/回 ※ 入浴介助加算などの加算があります。 ※ 食費やおむつ代は実費です。</p>
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	要介護 1～5 要支援 1・2	<p>通いを中心に、利用者の選択に応じた訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。</p> <p>自己負担（1 割）のめやす 要支援 2 6,877 円/月 要介護 2 15,167 円/月 ※ 食費・宿泊費・おむつ代は実費です。 ※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。</p>
地域密着型 特定施設入所者 生活介護	要介護 1～5	<p>定員が 29 名以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。</p> <p>自己負担（1 割）のめやす（要介護 2 の場合） 599 円/回 ※ 食費・家賃・管理費・日常生活費・おむつ代などは実費です。 ※ 古平町にはサービス提供基盤がありません。</p>
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護 1～5	<p>定員が 29 名以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。</p> <p>自己負担（1 割）のめやす（ユニット型個室 30 日） 要介護 1 19,320 円/月～要介護 5 27,660 円/月 ※ 食費・滞在費は実費ですが、申請により所得に応じて負担額が軽減されます。 ※ 日常生活費は実費です。 ※ 新規入所は原則として要介護 3 以上の方が対象です。</p>

施設サービス

介護保険施設に入所して介護を受けられるサービスです。

サービス名	対象者	内容			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護 1~5	<p>常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して日常生活上の介護や健康管理、機能訓練を受けることができます。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（月額 30日）</p>			
			従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
		要介護 1	16,710円	16,710円	19,080円
		要介護 2	18,750円	18,750円	21,090円
		要介護 3	22,850円	20,850円	23,280円
		要介護 4	22,890円	22,890円	25,290円
		要介護 5	24,870円	24,870円	27,300円
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護 1~5	<p>定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（月額 30日）</p>			
			従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
		要介護 1	16,950円	16,950円	19,320円
		要介護 2	19,020円	19,020円	21,360円
		要介護 3	21,120円	21,120円	23,550円
		要介護 4	23,220円	23,220円	25,620円
		要介護 5	25,230円	25,230円	27,600円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護 1~5	<p>病状が安定している方が在宅復帰できるよう、医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを受けることができます。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（月額 30日）</p>			
			従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
		要介護 1	20,940円	23,130円	23,310円
		要介護 2	22,290円	24,570円	24,660円
		要介護 3	24,120円	26,400円	26,520円
		要介護 4	25,680円	27,930円	28,110円
		要介護 5	27,210円	29,520円	29,640円

サービス名	対象者	内容			
介護療養型医療施設 (療養型病床等)	要介護 1~5	<p>長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床で、介護や医療・看護・リハビリテーションを受けることができます。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（月額 30日）</p>			
			従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット型準個室
		要介護 1	19,230 円	22,350 円	23,010 円
		要介護 2	22,320 円	25,440 円	26,100 円
		要介護 3	29,010 円	32,130 円	32,790 円
		要介護 4	31,860 円	34,980 円	35,640 円
		要介護 5	34,410 円	37,530 円	38,190 円
介護医療院	要介護 1~5	<p>「生活の場としての機能」を兼ね備え、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れ、ターミナルケアや看取りにも対応する施設です。</p> <p>自己負担（1割）のめやす（月額 30日）</p>			
			従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット型準個室
		要介護 1	20,820 円	24,090 円	24,600 円
		要介護 2	24,060 円	27,330 円	27,840 円
		要介護 3	31,050 円	34,320 円	34,830 円
		要介護 4	34,020 円	37,290 円	37,800 円
		要介護 5	36,690 円	39,960 円	40,470 円

※ 要支援 1・2 の方は入所できません。

※ 介護老人福祉施設は、要介護 1・2 の方は原則として入所できませんが、認知症などやむをえない事情があれば、入所が認められる場合があります。

施設サービス・短期入所サービスの利用について

施設サービス・短期入所サービスを利用した場合、サービス費用の1割または2割に加えて、食費、居住費（滞在費）、日常生活費（・身の回り品の費用・教養娯楽費など）を施設に支払います。

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費・居住費（滞在費）の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険から給付されます。

■食費・居住費（滞在費）の基準費用額と負担限度額 1日につき 単位：円

		食費				居住費	
			ユニット型 個室	従来型個 室	(老健・療養等)	(特養等)	(老健・療養等)
基準 費用額	住民税課税世帯	1,380円	1,970円	1,150円	1,640円	840円	370円
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	820円	320円	490円	0円	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税世帯であって、合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	820円	420円	490円	370円	370円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担限度額2段階以外の方	650円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円

※ 次のいずれかに該当する場合、特定入所介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える。

介護予防・日常生活総合支援事業で利用できるサービス

要支援1・2の人 65歳以上のすべての人

介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方）

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象として、古平町が行う介護予防の事業です。一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを、気軽に利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしを送るために、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行います。

サービス名	対象者	内容
①訪問介護 (現行の訪問介護相当)	要支援1・2 事業対象者	訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。 自己負担(1割)のめやす 週1回程度 388円/回 週2回程度 183円/回 週3回程度 97円/回
②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		生活援助等 ※ 雇用労働者によるサービス提供
③訪問型サービスB (住民主体による支援)		住民主体の自主活動として行う生活援助等 ※ 有償・無償のボランティアによりサービス提供が行われます。
④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)		保健師等による居宅での相談指導等を行います。 体力の改善に向けた支援が必要なケース、ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケースが対象となります。 ※ 3～6ヶ月の短期間で行います。
⑤訪問型サービスD (移動支援)		介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移送支援や移送前後の生活支援を行います。 ※ 対象者やサービス提供の考え方については③訪問型サービスBに準じています。

※ 古平町では、現在①のみ実施しています。

通所型サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）などで、日常生活でのさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練、趣味などを通じた高齢者のつどいの場の提供などを行います。

サービス名	対象者	内容
①通所介護 (現行の通所介護相当)	要支援 1・2 事業対象者	通所介護と同様のサービスを行います。 自己負担（1割）のめやす 要支援 1・事業対象者 1,647 円/月 要支援 2 3,377 円/月 ※ 食費は実費です。
②通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)		ミニデイサービス、運動・レクリエーション活動 ※ 雇用労働者又は、労働者とともにボランティアが補助にかり提供されるサービスです。
③通所型サービス B (住民主体による支援)		住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり。 (例) 体操、運動等の活動、趣味活動を通じ日中の居場所づくり、定期的な交流会、サロン、会食 ※ 有償・無償のボランティアによりサービス提供が行われます。
④通所型サービス C (短期集中予防サービス)		保健・医療の専門職生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを 3~6 ヶ月の短期間で実施します。 ※ 保健・医療の専門職

※ 古平町では、現在①のみ実施しています。

その他の生活支援サービス

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のためのサービスで訪問型サービスと一体的の粉割れる場合に効果があると認められるものとして、以下のサービスがあります。

- ① 配食：栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りをともにします。
- ② 定期的な安否確認および緊急時の対応：地域住民やボランティアが主体となり、定期的な訪問による見守りを行います。
- ③ その他自立支援に役立つ生活支援
(訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの)

※ 古平町で実施しているサービスはありません。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人

65歳以上の高齢者のなかでも、主に比較的心身ともに健康で、自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。サービスを利用するだけでなく、本人が地域のボランティアとしてサービスを提供する役割を担うことなども期待されています。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報を活用して、閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握して、介護予防活動への参加を促します。

介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や健康講座・講演会などの開催などによって、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。

サービス名	内容
相談会 (健康相談)	保健師による高齢者の心身の健康に関する一般的事項について個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。 開催場所および開催数：地域福祉センター 12回/年 ふるびら温泉しおかぜ 12回/年 明和集会所 4回/年 問い合わせ先：保健福祉課保健医療係
介護予防教室	介護予防に資する運動を主とした介護予防教室を開催しております。 体をほぐす運動や足腰に力をつける運動を行います。 開催時期および回数：9月から翌年3月にかけて計12回 参加料：無料 その他：希望者に対し送迎を実施します。 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
健康教室 (沢江地区)	保健師や栄養士のほか、町内外の専門家を講師として健康に関する身近な話題でお話をさせていただきます。 開催数：年2回 開催場所：ふるあいセンターさわえ 実施機関：沢江町内会
健康教室 (B&G海洋センター)	地域住民の日常生活での健康増進に向けた健康づくり教育と健康に関する普及・充実を図ることを目的に開催します。 開催数：夏期・冬期あわせ6回程度 参加料：無料 開催場所：B&G海洋センター 実施機関および問い合わせ先：教育委員会（海洋センター）

地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。

サービス名	内容
沢江ふれあい昼食会 (沢江地区自主活動)	沢江町内に住む 75 歳以上の方、65 歳以上のひとり暮らしの方を対象に年 2 回昼食会を行っております。ゲームや体操なども行います。 実施機関：沢江町内会
元気会・健康相談 (沢江地区自主活動)	ゲームやカラオケ・手芸など好みのコーナーで楽しんでいただきます。 町の保健師や栄養士による血圧や尿の測定、食事などの相談をすることもできます。 開催数：年 3 回 開催場所：ふれあいセンターさわえ 実施機関：沢江町内会
お達者クラブ	身近な場所で集い・楽しみ、閉じこもり予防や生活の不活発を防止することや、生活機能や健康状態の維持、認知症予防等の意識啓発を図ることを目的に実施しています。 実施地区：西部地区、浜町地区、沖地区 実施回数：月 1 回（沖地区は 1～3 月休み） 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
たけなわ学級	高齢者自身が現代社会を生きる知識と技術を習得し、社会適応能力を身につけるとともに、健康で豊かな生きがいのある老後を求めるための学習の機会を提供します。 学習内容：創作活動や町外施設見学、世代間交流など 学習回数・実施時間：年 10 回 原則 14：00～16：00 実施機関：教育委員会（海洋センター）

地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、地域包括支援センターと連携したリハビリテーション専門職などが、訪問や通所サービス、地域ケア会議、地域住民主体の介護予防活動の場などに定期的に参加して助言などのサポートを行います。

※ 古平町では実施しておりません。

古平町独自の高齢者生活支援サービス

サービス名	対象者	内容
除雪サービス	町民税非課税世帯で、要介護（支援）認定者および身障1・2級の者を含む65歳以上の者のみで構成する世帯等	玄関から公道まで、概ね1m程度の幅で除雪を行います。 利用料：無料 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
屋根雪下ろしサービス	町内に居住し、町民税が非課税または均等割だけの課税世帯で次に該当する世帯等 ・75歳以上の高齢者のみの世帯 ・身体障害者手帳（1～2）の交付を受けている者のみの世帯	古平町の業者が行った住宅屋根の雪降ろし、玄関前や通路等に下ろした雪の生活上必要最小限の片付けにかかった費用に助成を行います。 助成額：1世帯あたり 10,000円 ※ 10,000円に満たない場合は、全額を助成 回数：2回/年 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
通院等支援助成	要介護1～5：家族等の支援では入退院が困難又は危険性のある方 要支援1・2及び事業対象者：支援なしでは通院が困難又は危険性のある方	対象者の通院等が円滑に行えるようケア輸送事業者との利用調整を行い、利用料の一部を助成します。 助成額：利用料の2～4割 回数：3回/月 対象区域：古平町外 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
高齢者住宅改修助成事業	要介護（支援）認定者又は、身体障害3級以上の者（所得制限あり）	介護保険住宅改修対象外で高齢者等が生活しやすくなるための住宅改修の費用の9割を支給します。（上限20万円） 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
デイサービス	おおむね65歳以上の要介護（要支援）非該当者及び事業対象非該当者	介護サービスに準じたサービスを提供します。 利用回数：週1回 利用料：580円+食料費460円 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
ホームヘルプサービス	おおむね65歳以上の要介護（要支援）非該当者及び事業対象非該当者	介護サービスに準じた生活援助サービスを提供します。 利用回数：週1回（1時間以内） 利用料：200円/回 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
ショートステイ	おおむね65歳以上の要介護（要支援）非該当者及び事業対象非該当者	高齢者生活支援ハウス元気プラザで、介護サービスに準じたサービスを提供します。 利用料：2,250円/日 食費：460円/1食 寝具代：105円/日 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係

サービス名	対象者	内容
緊急通報サービス	おおむね 65 歳以上の身体 の虚弱な方 発作などの起きる危険性の ある持病のある方	緊急通報装置や火災感知器等を設置し、急病、 火災等の緊急時に対応します。 利用料：無料 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
布団乾燥サービス	おおむね 65 歳以上で傷病 等により衛生管理が困難な方	寝具の乾燥、消毒を行います。 回数・内容等：年 1 回、掛・敷布団各 1 枚 利用料：無料 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
高齢者生活支援ハウス 「元気プラザ」入居	高齢や障害のために自立し て生活することに不安がある おおむね 60 歳以上で古平町 に住所を有する、ひとり暮らし の方および高齢夫婦のみの 世帯の方	居室数：12 室 入居費用 利用者負担額：1,500 円/月～16,000 円/月 ※ 収入により異なります。 光熱水費 単身世帯 8,000 円/月 夫婦世帯 11,000 円/月 原則自炊ですが、調理が困難な方には配食サービ スを行っています。(1 食：380 円) 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
高齢者住宅 「ほほえみくらす」入居	高齢等のために独立して生 活することに不安のあるおお むね 60 歳以上で古平町に住 所を有する、ひとり暮らしの 方及び高齢夫婦のみの世帯の 方	居室数：23 室 入居費用 家賃：21,000 円/月～36,000 円/月 ※ 収入により異なります。 光熱水費：電気、水道、灯油の使用料は、各部屋 に設置したメーターで確認した使用量に応じ、負 担していただきます。 管理料：500 円/月 ※食事は基本的には自炊となりますが、生活応援 サービスとして、夕食 450 円で提供を受けるこ とができます。朝食、昼食については要相談。 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
介護用品支給サービス	古平町内に居住（住所有） する高齢者で右記要件に当て はまる方	オムツ尿取りパット等の支給を行います。 支給回数：年 4 回（5・8・11・2 月末） ※ 社協および町事業の併給はできません。 【社協事業】 要介護 2 以上の認定を受けた方 支給額：15,000 円/年～30,000 円/年 問い合わせ先：古平町社会福祉協議会 【町事業】 要介護 4・5 で町民税非課税世帯 支給額：75,000 円/年 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係

サービス名	対象者	内容
家族介護慰労事業	要介護 4・5 の認定を受けている町民税非課税世帯の在宅高齢者で 1 年間介護保険サービスを利用しなかった方を介護している家族	家族介護慰労金の支給 支給額：10 万円 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係

その他高齢者向け事業

サービス名	対象者	内容
敬老会	数え 77 歳以上の方	長寿をお祝いし懐かしい方との語らい、手作り料理や歌・踊りで楽しいひと時を過ごしていただきます。 開催時期：9 月中旬 開催場所：文化会館 問い合わせ先：保健福祉課高齢者支援係
シルバー交流	おおむね 65 歳以上の方	自由に集まりカラオケやおしゃべりを楽しんで、入浴もできます。 実施場所：福祉センター 実施日：月・金曜日 実施時間：10 時～15 時 問い合わせ先：古平町社会福祉協議会
ふれあい昼食会	ひとり暮らしのおおむね 65 歳以上の方	ボランティアさんが昼食と楽しい催しを行います。 開催数：年 5 回 申し込み方法：町内会回覧チラシで開催日を確認し、お申込ください。 問い合わせ先：古平町社会福祉協議会
ふれあい広場	全町民	高齢者・障がい者・健常者・児童がゲームなどを通じ、楽しいひと時を過ごします。 (古平ロードレース大会会場で行います) 参加料：無料 問い合わせ先：古平町社会福祉協議会
ふるびら温泉しおかぜ 無料入浴券の配布	年度中に 75 歳以上になる方で温泉の利用ができる方	22 枚綴りの回数券を 1 冊配布します。 直接、ふるびら温泉「しおかぜ」に印鑑を持参してお受け取りください。 問い合わせ先：ふるびら温泉「しおかぜ」
老人クラブ活動 「南寿会」	おおむね 65 歳以上の方	会員相互の親睦交流・旅行等の活動を行います。 年会費：1,500 円 問い合わせ先：古平町社会福祉協議会

古平町地域包括支援センター元気フラガ (高齢者支援係内)

介護予防ケアマネジメント

介護予防及び日常生活支援を目的として、適切な事業が実施されるよう必要な支援を行います

総合相談支援

総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握



権利擁護

高齢者虐待、消費者被害の防止および対応
判断能力を欠く状況にある人への支援

包括的・継続的ケアマネジメント

地域の基盤の整備
介護支援専門員へのサポート

指定介護予防支援

予防給付による介護予防ケアマネジメントを行います
(対象者は要支援認定者となります)

なんでもご相談ください

保健医療係

健康、子育て、
海のまちクリニック等に
関すること



介護保険係

介護認定手続、
介護サービス苦情相談等に
関すること

元気プラザ

Tel42-2182

古平町役場保健福祉課

高齢者支援係

高齢者の生活、
元気プラザ・ほほえみクラスの
入居等に関すること

